

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

民事上席調査官及び行政上席調査官には事件配点をしていないことが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）に掲載されている元最高裁判所判事の講演録によれば、本件開示申出文書は存在している旨主張する。

しかしながら、最高裁判所調査官事務取扱要領（以下「調査官要領」という。）によれば、上席調査官は、調査官が行う民事事件又は刑事事件の調査に関する事務（調査官要領の2の(1)から(3)まで）のうち首席調査官の指定するものを

担当することとされており（調査官要領の3）、事件が配てんされることはあり得る。したがって、およそ配てんがされないという趣旨での本件開示申出文書は作成又は取得していない。

一方で、上席調査官の主たる職務は「調査官の調査に係る事務に関する相談及び調整」（調査官要領の3(2)）等であるから、他の調査官のように事件の配てんを機械的に行わない運用をしているが、このような運用について、あえて司法行政文書を作成する必要もなく、実際にそのような文書も作成していない。

(3) よって、原判断は相当である。